

山陽小野田市建設工事における週休2日工事实施要領

令和7年4月1日制定

令和7年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業従事者の就労環境を改善し、持続可能な建設産業を構築するため、建設産業における週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 現場作業着手日から現場作業完了日までの期間（年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらない理由により現場作業を余儀なくされる期間等）を除く。）をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 週休2日工事 週休2日の確保に取り組む工事をいう。
- (6) 週休2日工事（現場閉所型）・通期 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (7) 週休2日工事（現場閉所型）・月単位 対象期間内で連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる

状態をいう。

- (8) 週休 2 日工事（現場閉所型）・完全週休 2 日 対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定する。
- (9) 週休 2 日工事（交替制）・通期 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (10) 週休 2 日工事（交替制）・月単位 対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (11) 週休 2 日工事（交替制）・完全週休 2 日 対象期間内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 以上の休日を確保する取組をいう。
- (12) 週休 2 日工事（現場閉所型） 週休 2 日工事（現場閉所型）・通期、週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位及び週休 2 日工事（現場閉所型）・完全週休 2 日をいう。
- (13) 週休 2 日工事（交替制） 週休 2 日工事（交替制）・通期、週休 2 日工事（交替制）・月単位及び週休 2 日工事（交替制）・完全週休 2 日をいう。
- (14) 補正係数 週休 2 日工事を行う場合の直接工事費及び共通仮設費（積算分）に計上される単価について補正する係数のことをいう。

（適用範囲）

第 3 条 この要領は、市が発注する建設工事（営繕系工事及び土地改良系土木工事を除く。）のうち、現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事について適用する。ただし、週休 2 日工事（交替制）においては、技術者及び技能労働者が従事する期間が 1 週間以上の全ての工事とする。

（発注方式）

第 4 条 前条に規定する工事の発注方式は、発注者指定型の週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位とする。

2 次に掲げる現場閉所が馴染まない工事の発注方式は、発注者指定型の週休 2 日工事（交替制）・月単位とする。

(1) 緊急性が高い工事

(2) 通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）に作業が必要な工事

(3) 連続施工せざるを得ない工事

(4) 社会的要請により早期完成が望まれる工事

3 現場作業着手前に限り、受注者が市と協議した上で、週休 2 日工事（現場閉所型）は週休 2 日工事（交替制）に、週休 2 日工事（交替制）は週休 2 日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

4 前 3 項の規定にかかわらず、週休 2 日工事（現場閉所型）及び週休 2 日工事（交替制）のいずれの実施も困難であると認められる工事は、週休 2 日工事の対象としないことができる。

（周知方法）

第 5 条 市は、週休 2 日工事の発注に当たっては、公募資料及び現場説明書に発注方式を明示するとともに、施工条件書に週休 2 日工事の適用について明示するものとする。

2 市は工期の設定に当たっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県）」に基づいて行うものとする。

（実施方法）

第 6 条 市及び受注者は、契約後速やかに、第 2 条第 6 号から第 11 号までに規定するいずれの週休 2 日工事を実施するかを協議するとともに、必要工期について確認を行う。

2 受注者は、市が示した工期を延長したい場合には、計画工程表を市に提出しなければならない。この場合において、工期の延長が必要と認められるときは、市は、速やかに工期の延長に係る契約変更を行うものとし、受注者は、契約後の市との協議により決定した週休 2 日工事の実施内容を確実に履行するものとする。

3 受注者は、現場作業着手後に週休 2 日工事を実施できないことが判明した

場合は、速やかに市と協議しなければならない。この場合において、現場作業着手後に次に掲げる理由により工期の延長が必要となったときは、市は、速やかに工期の延長に係る契約変更を行うものとする。

- (1) 市及び受注者により協議した実施内容の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じたとき。

(週休2日の確認方法)

第7条 受注者は、週休2日工事（現場閉所型）に係る工事完了後、監督職員に対し、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間における実施工程管理シートを提出するものとする。ただし、現場閉所の状況を確認できる資料の提出をもって実施工程管理シートの提出に代えることができる。また、監督職員又は検査職員は、実施状況に疑義がある場合に限り、出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

3 受注者は、週休2日工事（交替制）に係る工事完了後、監督職員に対し、技術者及び技能労働者が従事した期間における実施工程管理シートを提出するものとする。ただし、技術者及び技能労働者の勤務状況が確認できる資料の提出をもって実施工程管理シートの提出に代えることができる。また、監督職員又は検査職員は、実施状況に疑義がある場合に限り、出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

(経費の補正方法)

第8条 工事に係る経費（以下「経費」という。）の補正に係る補正係数は、「週休2日工事の実施要領（山口県）」が定めるとおりとする。

2 経費の補正は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 週休2日工事（現場閉所型）において、前項に定める週休2日工事（現場閉所型）・月単位の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとし、受注者が週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日を実施するとした場合で、これの達成が確認されたときは、完全週休2日の補正係

数を各経費に乗じた上で契約変更を行うものとする。ただし、月単位の4週8休に満たないものは各経費を補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行うものとする。

- (2) 週休2日工事（交替制）発注時は、前項に定める週休2日工事（交替制）・月単位の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとし、受注者が週休2日工事（交替制）・完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認されたときは、週休2日工事（交替制）・完全週休2日の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行うものとする。ただし、月単位の4週8休に満たないものは各経費を補正しないこととし、補正を減額する契約変更を行うものとする。

（工事成績評定）

第9条 受注者が週休2日工事（現場閉所型）・月単位又は週休2日工事（交替制）・月単位を実施した場合、あわせて週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日又は週休2日工事（交替制）・完全週休2日を実施するとした場合は、この達成が確認されたときに、工事成績評定の考査項目別運用表において評価するものとする。

（工事標示板）

第10条 週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいる旨を、工事標示板に明記するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
（山陽小野田市土木系工事における週休2日モデル工事試行要領の廃止）
- 2 山陽小野田市土木系工事における週休2日モデル工事試行要領（令和4年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
（準備行為）

- 2 第4条に規定する発注方式及び第8条に規定する経費の補正方法については、令和7年9月30日以前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 令和7年9月30日以前に山陽小野田市指名競争入札山陽小野田市公募型指名競争入札方式事務処理試行要領（山陽小野田市簡易公募型指名競争入札方式事務処理試行要領を含む。）の規定に基づき実施した公募又は指名通知したものについては、なお、従前の例による。